

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例に基づく  
まちづくりの実施状況の検証に関する報告書  
(案)

令和4年 月 日

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会  
(平成30年度～令和4年度)

## <目 次>

報告にあたり	2
I はじめに	3
II 審議会からの提言	4
1 基本条例チェックシートでの検証から出された課題について	
2 地域コミュニティの連携促進について	
III 今後の課題について	
住民自治によるまちづくり基本条例審議会委員名簿	

## 報告にあたり

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（平成30年度～令和4年度）として、平成30年11月から4年間にわたり、延べ12回の審議会を開催し、住民自治によるまちづくり基本条例（以下「基本条例」）に基づく参加と協働のまちづくりの状況について検証してまいりました。

今期の審議会では条例施行後10年が経過することもあり、基本条例の全般的な検証を実施しました。条文ごとに、検討チェックシートを用いながら、取組状況の確認を行い、現状の課題を抽出しました。

基本条例で規定する範囲は非常に多岐にわたりますが、時代の変化に合わせて効果的な仕組み、制度及び事業等が展開できるよう、議論の焦点を絞り、報告書としてまとめました。

内容につきましては、審議会における検証結果について報告書という形でまとめたものですが、日々状況が変化し動きがある“まちづくり”という性質上、基本条例に基づく政策の立案、実施については、本報告書を基調としつつも、より多角的な視点からの検討が必要です。また、ここに記されたこと以外にも検討すべき課題も多く残されていると思います。

この報告書は、基本条例第33条第2項に規定される審議会から町長へ対する「提言」であり、柴田町におかれましては、この報告書を生かし、より一層基本条例に基づく参加と協働のまちづくりを進められることを期待いたします。

## I はじめに

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（平成30年度～令和4年度）（以下「当審議会」という。）は、“生き生きとした住みよいまちの実現”という基本条例の目的実現に向けてまちづくりが行われているか、その状況を定期的に検証し、課題を明確にするとともに、必要な提言をするという趣旨に基づき、平成30年11月以降、延べ12回の審議会を開催し、柴田町の参加と協働のまちづくりの進捗状況等について、調査、**検証**を行った。

年度	回	開催月日	調査・検討内容
平成30年度	第1回	11月13日（火）	・辞令交付 ・審議会の概要、今後の審議内容について
	第2回	2月13日（水）	・今後の審議内容、スケジュールについて
令和元年度	第1回	9月18日（水）	・住民自治によるまちづくり基本条例に基づく取り組みの検証
	第2回	1月16日（木）	・住民自治によるまちづくり基本条例に基づく取り組みの検証
令和2年度	第1回	8月19日（水）	・住民自治によるまちづくり基本条例に基づく取り組みの検証
	第2回	1月20日（火）	・検証で出された課題を踏まえた調査テーマの検討・絞り込み
	第3回	3月24日（火）	・地域コミュニティの課題について
令和3年度	第1回	7月14日（水）	・地域の連携について
	第2回	11月11日（木）	・地域の連携について
	第3回	2月16日（水）	・地域の連携について
令和4年度	第1回	7月7日（木）	・審議会検討のまとめ（案）について
	第2回	9月29日（木）	・審議会検討のまとめ（案）について
	第3回		・報告書の提出（答申）

## Ⅱ 審議会からの提言

当審議会は、基本条例に規定されている重要な項目を全般的に検証するため、基本条例検討チェックシートを作成し、それを活用しながら制度等の運用状況について検証を行った。審議会での検証結果を踏まえ、以下のとおり提言する。

### 1 基本条例チェックシートの検証から出された課題について

#### (1) 多様な住民の参加について

基本条例第7条（参加によるまちづくり）では「まちづくりの参加の輪を広げるため、誰もが自由に参加できる環境づくりに努めるものとします」とされているが、**いまだ関わる人間が画一的であり、ある程度決まった住民しか参加していないという現状がある。**

**住民のまちづくりへの参加は、まちづくりを担う人材の育成にもつながると考えられることから、次の3点の充実が必要である。**

- ① 町内のまちづくり活動の共有、どこの地域でどんなことをしているかの「見える化」
- ② 住民の学びの場づくり
- ③ 多様な住民の参加を促す機会の創出と仕掛けづくり

また、基本条例第26条（行政運営への参加の促進）関連として、公募枠を設定している審議会等は依然として少ないことから、**専門的な知識や経験が必要とされる場合などを除き、できる限り公募枠を置く審議会等を増やすことが必要である。**その上で、公募をしても応募が少ないという現状を解消するため、その審議内容についても、住民の参加意欲が湧くものにしていくことが求められる。

#### (2) 情報発信、情報共有について

**住民自治を充実し加速させていくためには情報共有が非常に重要である。**

**行政の施策についての情報だけでなく、地域や各団体の情報も含め、誰もが気軽に情報を発信し、取得できる仕組みづくりが必要である。また、誰もが興味を持つ情報発信の工夫も必要と考える。**

- ① 行政機関及び議会の情報発信については、確定した情報の発信は充実している。しかし、これから計画されることで、住民とともに考えるべき事柄については、**確定情報だけでなく、計画段階での情報共有を図ることが望ましい。**
- ② YouTubeやFacebook、LINEなどSNSでの情報発信も増えている。これらは、広報紙などでは掲載しきれない最新情報やきめ細かな情報を発信できる点で有効である。**これらを活用しながら、時代に合わせて、デジタルでの情報発信とアナログでの情報発信を効果的に使い分けることが重要となる。**

- ③ 行政機関の施策に関する情報共有については、計画等の案が固まった段階で意見を収集するパブリックコメントだけではなく、計画初期段階において、アンケート調査やワークショップなどの住民の意見を反映する手法をより充実させることが必要である。これは（１）の多様な住民の参加促進にもつながることが期待できる。

### （３）地域コミュニティについて

地域コミュニティ（区会、町内会、自治会等）が策定する地域計画については、住民アンケートやワークショップなど独自の工夫で策定を行う地域とそうでない地域があり、ばらつきが生じている。また、活動に関しても、役員等の特定の人のみが積極的に活動しているといった地域も多いのが現状である。今後は、人口減少、高齢化の進展により地域内のなり手不足がさらに表面化していくと考えられることから、地域コミュニティへのさらなる行政支援が求められる。

### （４）まちづくり提案制度について

第30条に規定するまちづくり提案制度は、住民等のまちづくりへの参加促進には非常に有効な制度であり、今後も制度の充実を図るべきである。また、応募件数を増やすための周知に努めるとともに、住民等が地域の課題を発見したり学習したりする機会を増やすなど提案を出す前段階での支援を行い、制度の活用促進を図る必要がある。

また、提案採択後はその活動及び団体が継続、発展していくために、町のバックアップや支援制度の活用を充実させる必要がある。

## ２ 地域コミュニティの連携促進について

基本条例の検証で出された課題の中から、特に自治活動の基盤となる地域コミュニティ（区会、町内会、自治会等）に焦点を絞り、その課題解決のために必要となることについて、検討を行った。

### （１）区会、町内会、自治会等の連携促進に向けた支援について

防災や環境美化、地域行事の開催など、近隣の地域同士が連携して取り組むことで、より高い効果を生む活動は多くある。

現在、各地域の情報交換や行政との情報共有は行政区長会などを通じて行われている。しかし、近隣の地区であっても、互いにどのような問題を抱えているのか、どのような取り組みをしているのかを知らないといった声がある。防災や福祉など各分野の情報を誰もが入手しやすい環境づくりや、地域同士が意見交換したり、優れた取り組みを学び合う場を設けることが地域間の助け合い、ひいては活発な地域コミュニティ構築のために有効である。

町には以前から、小学校区内の複数の行政区で組織する「地域づくり推進協議会」が4地区に存在し、それぞれ独自に取り組みを行っている。このような地域同士が連携する仕組みをさらに拡充・促進していくことが必要である。

## (2) 中間支援、コーディネーターの必要性について

(1) で挙げた地域同士の情報交換の場や研修の場、地域計画策定の支援などを実施する上では、行政の支援だけでなく、地域と行政の間に立って調整を行う「中間支援組織」の役割も重要となってくる。

地域が問題を抱えた時などに気軽に相談できる窓口として、まちづくり推進センターがあるが、認知及びその活用が十分に進んでいるとは言い難い。また、専門的知識やノウハウの蓄積についても課題が残されている。

企業やNPO、学校など町内外の多様な担い手との連携を促すうえでもコーディネーターの担う役割は大きい。現在は、福祉や生涯学習などといった各分野に生活支援コーディネーター、学校支援コーディネーターなどの調整役が存在するが、それらをつなぐ「まちづくり」のコーディネーターが必要であり、まちづくり推進センターがその役割を担うことは基本条例においても想定されているところである。

まちづくりの課題解決や地域間連携のために、まちづくり推進センターをはじめとした中間支援機能の強化が必要と考える。これについて、他市町村の事例では専門的な知識を有する地域支援コーディネーターがこの役割を担っている事例がある。

### Ⅲ 今後の課題について

#### 1 地域コミュニティを支援する中間支援機能の拡充

まちづくり推進センターをはじめとする、地域コミュニティを支援する中間支援機能を持った機関では、専門性の強化が必要であることから、これらの機関に、専門的な知識や経験を有する「地域支援コーディネーター」の配置を検討されたい。

また、仙台大学との連携を促進のためにも、大学にも近い船岡地区中心部にまちづくり推進の拠点が必要である。今後計画される都市構造再編集集中事業などと合わせて、まちづくり推進機能を持つ拠点の整備についても検討されたい。

#### 2 地域運営組織の立ち上げに向けた調査研究と支援

地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織であり、令和3年度現在、全国で6064組織ある。

国においても地域運営組織の形成や運営に対しての財政支援を行っており、町においても、先進事例等の調査研究を進めるとともに、地域づくり推進協議会などを基盤とした町内会同士の連携を拡充・促進させ、地域運営組織の立ち上げにつなげられたい。

**住民自治によるまちづくり基本条例審議会委員名簿**  
(平成30年度～令和4年度)

(敬称略)

No.	区 分	氏 名	役 職 等
1	学識経験のある者 (1号委員)	なかじま きよみ 中嶋 紀世生	会長 宮城大学地域連携センター
2	〃	ささき てつお 佐々木 鉄男	仙台大学教授 令和4年3月 辞任
3	〃	さとう おきむ 佐藤 修	仙台大学教授 令和4年7月 就任
4	公募による住民 (2号委員)	しこだ せいぞう 志子田 清蔵	副会長
5	〃	あべ ゆうこ 阿部 有子	
6	〃	せき ろくろう 関 六郎	
7	〃	さとう まさひさ 佐藤 正壽	
8	その他町長が特に 必要と認める者 (3号委員)	むらやま なおこ 村山 菜穂子	西船迫四丁目町内会総務部長
9	〃	おおば みよこ 大庭 三余子	柴田町社会福祉協議会 主査
10	〃	こだま よしえ 児玉 芳江	NPO 法人しばた子育て支援ゆるりん代表

(事務局)

役 職	氏 名	備 考
事務局長	沖館 淳一	まちづくり政策課長
事務局員	菅野 恵美子	〃 課長補佐
〃	佐山 亨	〃 主任主査